



2022年8月2日

各 位

会 社 名 株式会社 サンリオ
代表者名の 代表取締役 辻 朋 邦
役 職 氏 名 社 長
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問 合 せ 先 専務取締役 岸村 治良
電 話 番 号 03 (3779) 8058

タックスヘイブン対策税制に基づく更正通知の受領と当社の対応について

株式会社サンリオは、2022年7月29日、東京国税局より当社に対する2017年3月期から2021年3月期の5事業年度についての更正通知を受領いたしました。更正所得額は、約42億円で、追徴税額は地方税等を含めて約13億円であります。

更正通知の内容を精査した上で、本日開催の当社取締役会において以下のように対応方針を決議いたしました。

(1) 更正処分の主たる内容と当社の対応方針

当社が受領した更正通知によれば、当局は、当社の香港子会社及び台湾子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外基準（平成29年度税制改正前）ないし経済活動基準（平成29年度税制改正後）を満たしておらず、合算課税されるべきとの判断により課税処分を行いました。

しかしながら、当社の香港子会社及び台湾子会社は、現地の消費者の嗜好を反映する当社のキャラクターのローカライズ（現地化）業務やキャラクタービジネスを展開するという積極的な経済合理性を有し、個々の現地顧客のニーズを反映させるためのカスタマイズ、企画提案及びサポートを行う独立した事業実態を備えております。そのため、当社は、上記各子会社が適用除外基準ないし経済活動基準を充足し、タックスヘイブン対策税制の適用を受けないものと判断した上で、適正に申告してまいりました。それにもかかわらず、上記各子会社の事業実態が十分に考慮されず本件更正処分を受けるに至ったことは誠に遺憾であります。当社は、2017年12月に同様の事由で当局より更正処分（対象期間2013年3月期から2016年3月期の4事業年度）を受け、これに対する処分取消訴訟が係属中ですが、本件更正処分についても、前回更正処分と同様に、税額を一旦納付した上で、然るべき手続きにおいて当社主張の正当性を訴えていく予定です。

(2) 業績に与える影響

当社の追徴税額約13億円（地方税等を含む）は、2023年3月期第1四半期連結決算におきまして、過年度法人税等及び公租公課として計上いたします。業績に与える影響については、本日公表いたしました「2023年3月期第2四半期累計期間及び通期の連結業績予想の修正並びに配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上